

様似町森林整備計画作成のための 作業チーム成果報告について



平成24年2月
様 似 町



はじめに

市町村森林整備計画とは

地域森林計画の対象となる民有林（道有林及び一般民有林）→いわゆる「森林」呼ばれているもの

*森林・林業に関する基本的な施策や森林所有者の伐採・造林などの森林施業の規範となる市町村における重要な整備計画

5カ年ごとに策定する10年間の計画 （森林のマスタープラン）

森林法改正に基づき変更することとなった（日高管内各町）

地域住民や関係団体等との合意形成を図りながら策定

1 新たな森林整備計画策定に係る背景 (1) 森林・林業再生プラン

I 森林・林業再生プラン＝森林・林業の再生に向けた指針

○主な内容

- ・施業集約化、路網整備、人材育成を柱として、今後10年間をめどに木材自給率50%以上を目指す。
- ・以下に示す3つの基本理念の下、我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会への転換を図る。
 - 理念1 森林の有する多面的機能の発揮
 - 理念2 林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生
 - 理念3 木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献

II 森林・林業の再生に向けた改革の姿＝森林・林業の再生に向けた設計図

○主な内容

- ・森林計画制度の見直し
- ・適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備
- ・低コスト化に向けた路網整備等の加速化
- ・担い手となる林業事業者の育成
- ・国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
- ・フォレスター等の人材の育成

2 新たな森林整備計画策定に係る背景 (2) 森林・林業再生プラン

森林計画制度の見直し

- 森林計画制度の見直しによる適正な施業の確保
- 森林管理・環境保全直接支払制度の導入による集約化推進

路網整備・人材育成

- 丈夫で簡易な路網整備の加速化
- フォレスターなど必要な人材の育成
- 担い手となる林業事業者の育成

- ### 現 状
- 施業放棄森林の増加
 - 形骸化している森林計画制度
 - 計画がなくとも補助事業が受けられ、バラバラな森林施業を実施
 - 丈夫で簡易な路網整備への対応の遅れ
 - 計画的な人材育成策の欠如



林業専用道
森林施業に直結し10t積みトラックの走行を想定した必要最小限の構造



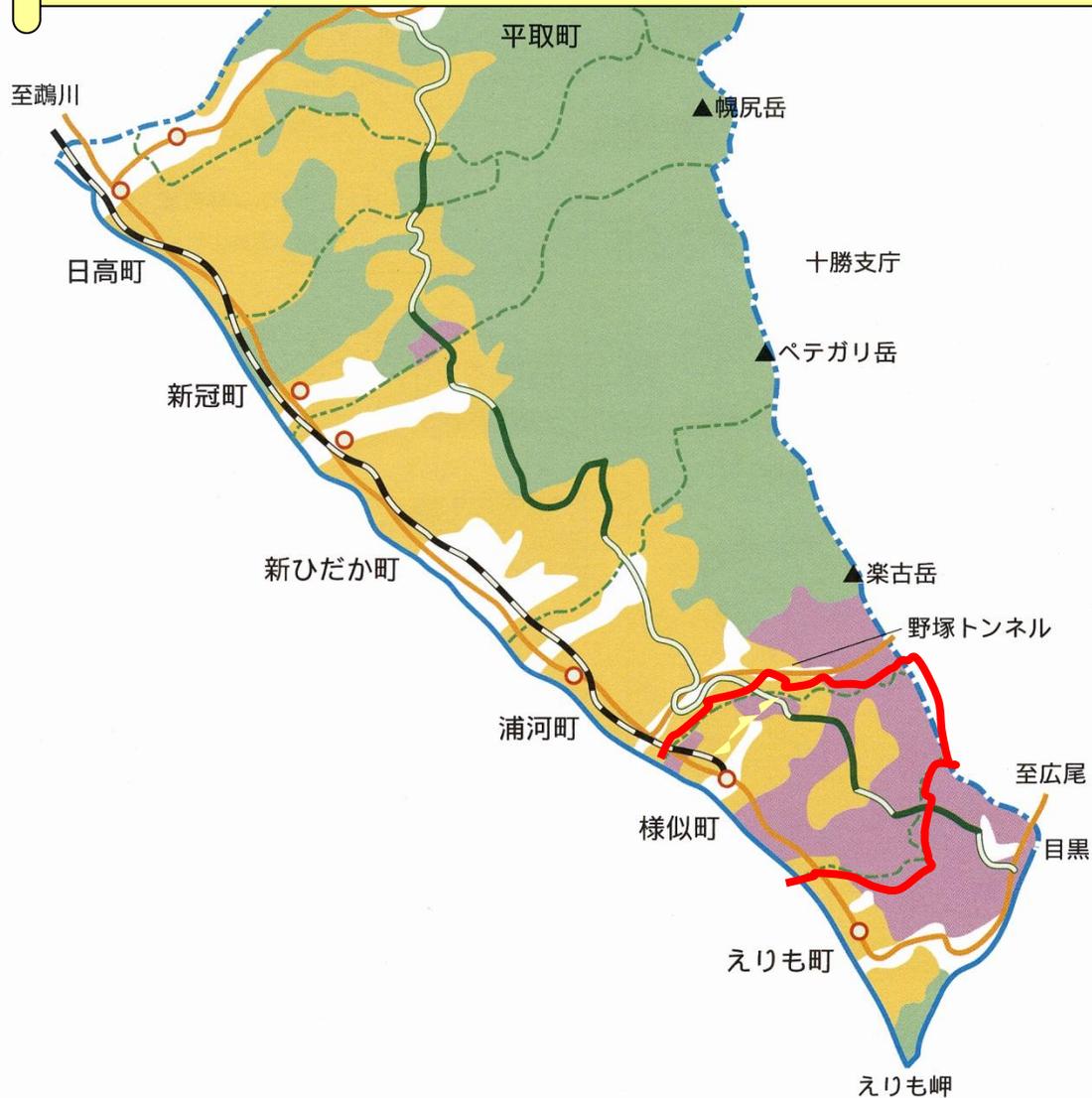
森林作業道
森林施業用に限定フォワーダ等の林業機械の走行を想定



国有林の貢献

- 国有林は、安定供給体制づくり、研修フィールドや技術を活用した人材育成を推進

様似町の概要



森林面積 34千ha
(森林率 92%)

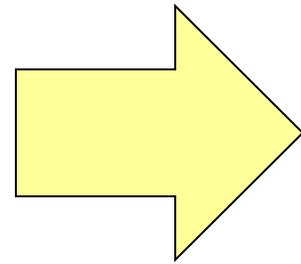
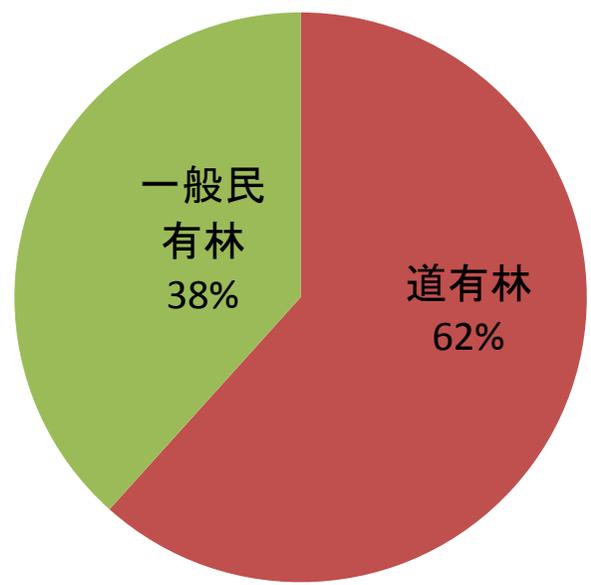
□	国有林	0%
□	道有林	62%
□	一般民有林	38%

1 様似町の森林概況

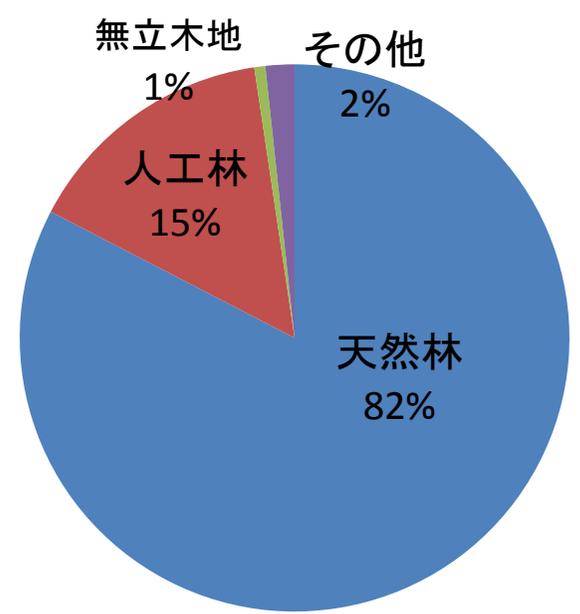
(1) 所管別森林面積

(総合)振興局 及び市町村	所有区分	面積 (ha)					蓄積 (千m ³)		
		計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
様似町	国有林	1	-	-	1	-	-	-	-
	道有林	20,574	18,316	1,690	-	568	2,661	1,052	1,609
	一般民有林	12,804	9,265	3,324	215	-	2,018	1,097	921
	小計	33,379	27,581	5,014	215	568	4,679	2,150	2,530

所有区分別面積 様似町

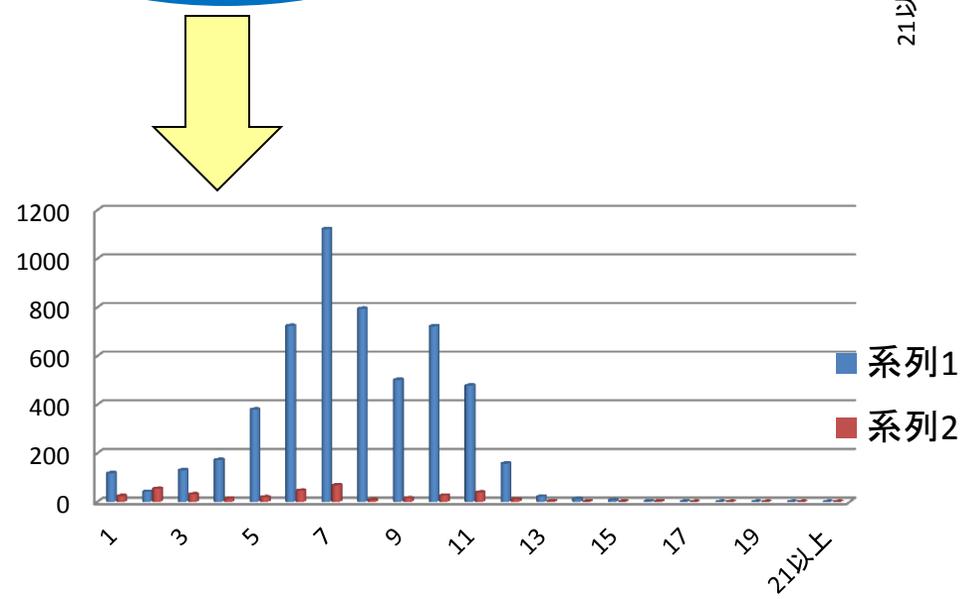
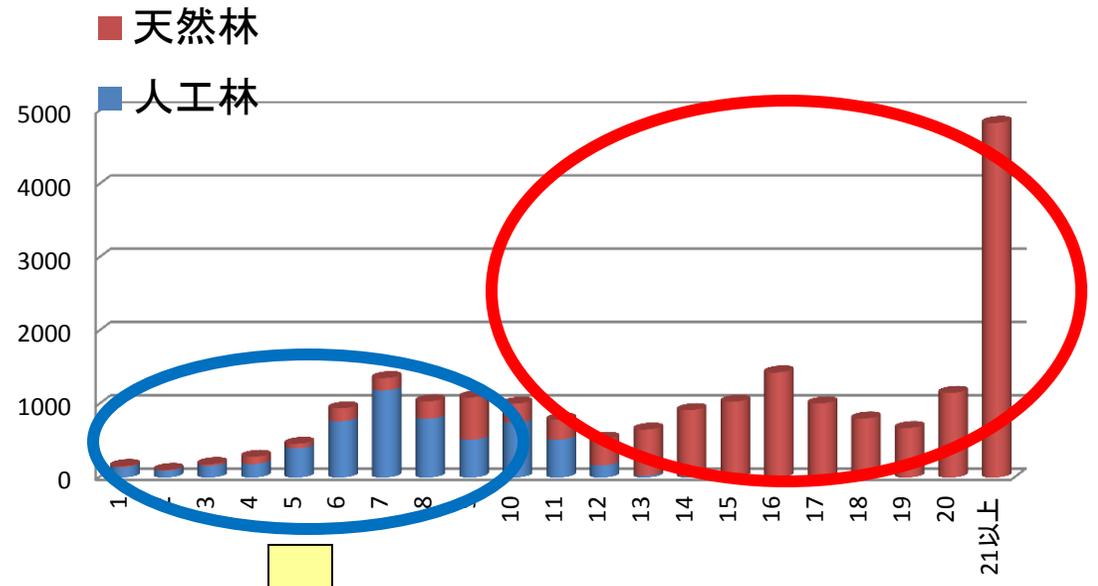
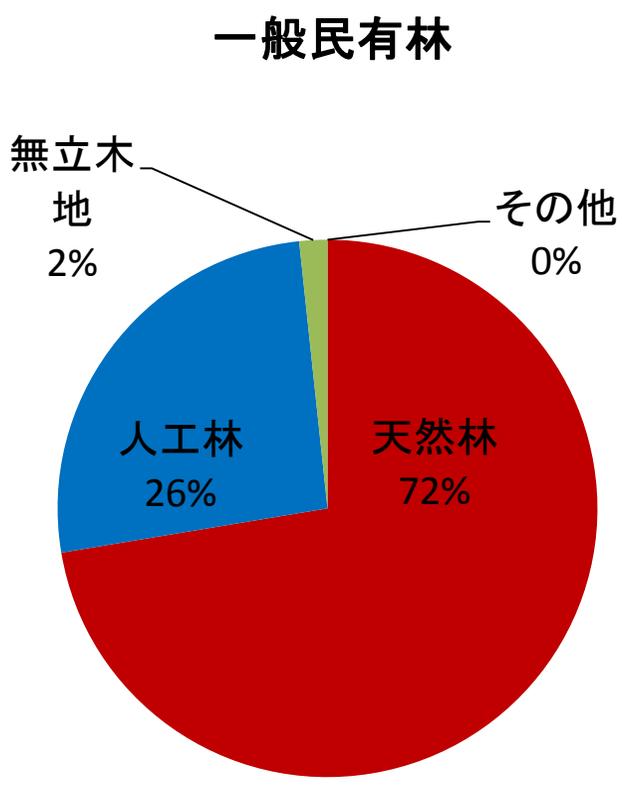


様似町森林内訳



1 様似町の森林概況

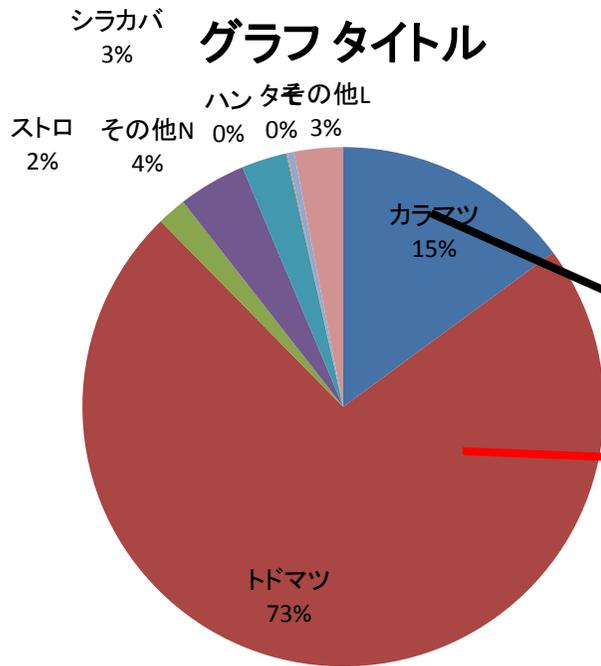
(3) 一般民有林の所有規模別資源表



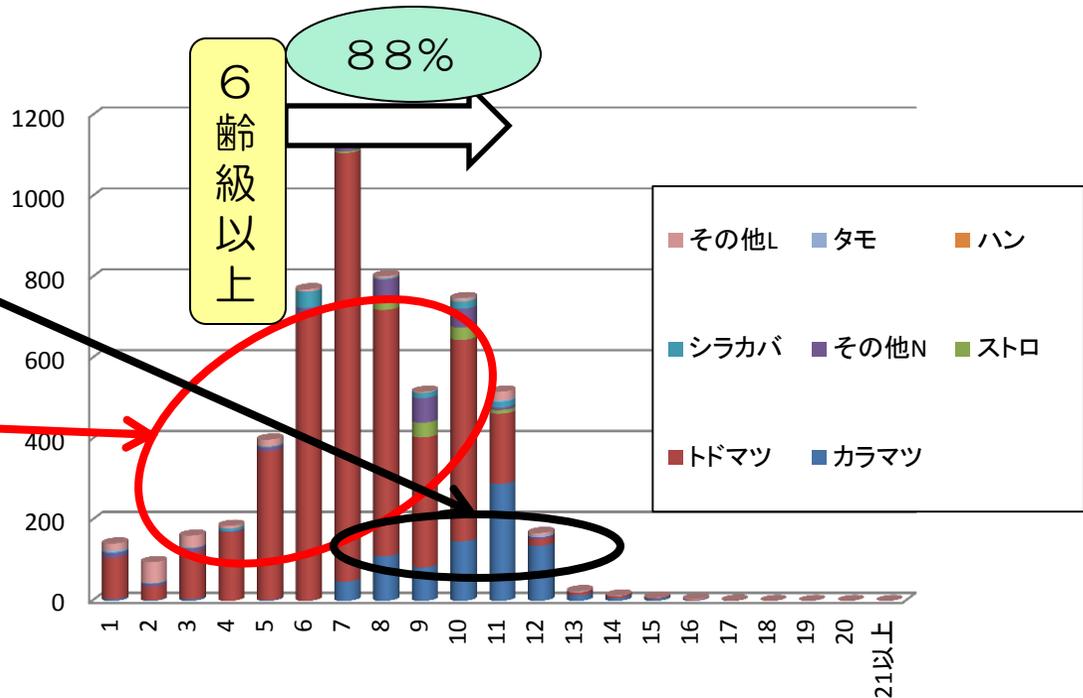
様似町の森林（一般民有林）の概況

• 人工林	3,324HA	26%
• 天然林	9,265HA	72%
• 無立木地	215HA	2%

人工林樹種別面積割合



人工林齢級別面積(ha)



1 森林計画制度

(1) 改正点と体系

改正前

〈農林水産大臣〉

全国森林計画 (15年計画)

- 国の森林関連政策の方向
- 地域森林計画等の指針
- ゾーニングの3区分別に施業方法を**規定**

〈都道府県知事〉

地域森林計画 (10年計画)

- 都道府県の森林関連施策の方向
- 市町村森林整備計画の指針
- ゾーニングの3区分別に施業方法を**規定**

〈市町村〉

市町村森林整備計画 (10年計画)

- 市町村が講ずる森林関連施策の方向
- 森林施業計画の認定基準
- 国・道の指針に基づき**、ゾーニングと施業方法を規定
- 路網の計画については、**作業路網**の整備を記載
- 専門家からの意見聴取が**義務化されていない**

〈森林所有者等〉

森林施業計画 (5年計画)

- 森林所有者又は**森林施業の受託者**が、森林施業に関し、**個別**に計画を作成

改正

改正後

〈農林水産大臣〉

全国森林計画 (15年計画)

- ゾーニングの3区分を改め、水源涵養など機能ごとに、施業方法を**例示**

〈都道府県知事〉

地域森林計画 (10年計画)

- 北海道に適したゾーニングと施業方法を**例示**
(伐採方法や更新に関する指針を設定)

〈市町村〉

市町村森林整備計画 (10年計画)

- 森林のマスタープラン化**
- 地域の実情を踏まえ**ゾーニングを決定
- 基幹路網を含めた**路網密度の水準や作業システムを記載し、計画路線を**図示化**
- フォレスター等学識経験者の意見聴取が**義務化**

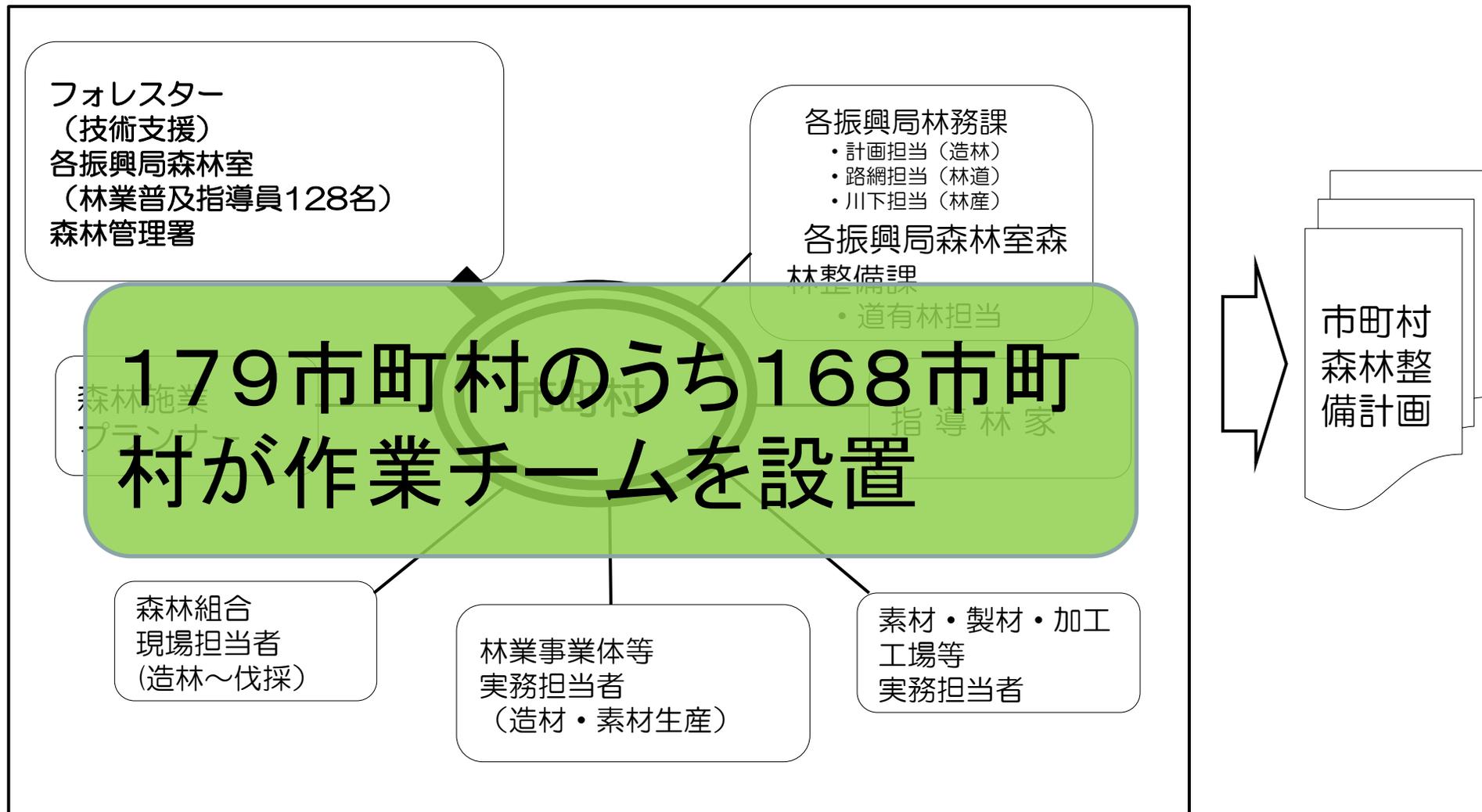
〈森林所有者等〉

森林経営計画 (5年計画) H24.4より運用

- 森林所有者又は**森林経営の受託者**が、**面的まとまり**をもって、森林施業や**路網**の計画を作成

様似町森林整備計画作成に向けた取り組み

全道における「計画作成のための作業チーム」を設置



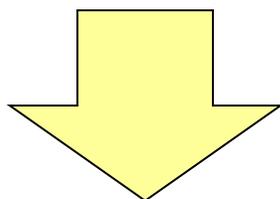
様似町森林整備計画作成に向けた取り組み

■ 様似町森林整備計画の作成作業のポイント

- 1 計画作成に向けた作業チームの設置
- 2 新たなゾーニング
- 3 森林施業集約化の推進
- 4 地域住民等との合意形成

様似町作業チーム

- 林業に関する、それぞれの分野別プロパーの担当者が集まり、森林、林業に関するノウハウをもちより、様似町の森林林業に関する基本的事項を踏まえたマスタープランを討議・検討



様似町森林整備計画の策定

様似町森林整備計画の主な改正内容①

(共通変更事項)

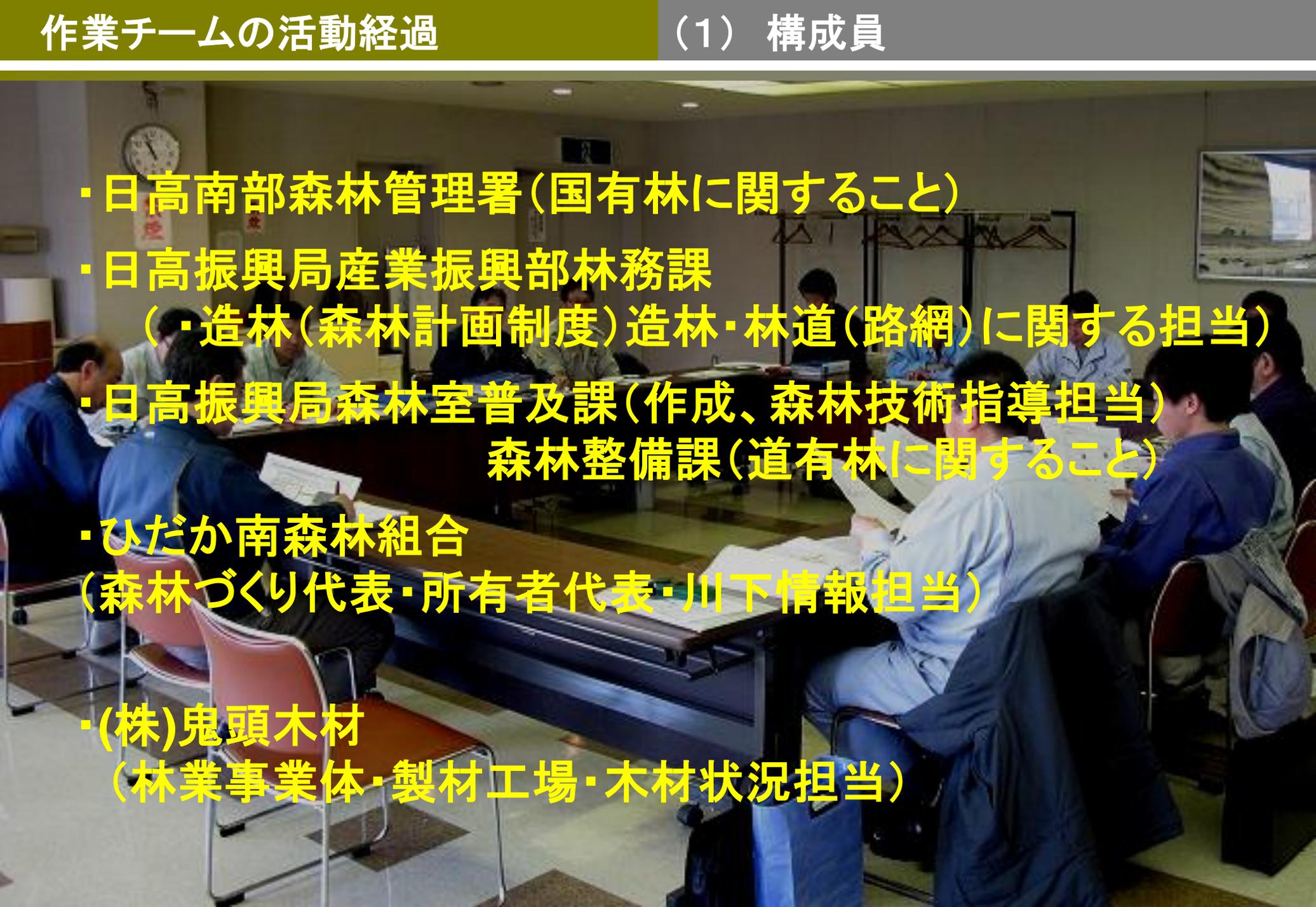
◆ 森林のゾーニングの見直し

■ 機能に応じたゾーニング及び施業方法の設定

- 現行のゾーニング（3機能区分）を見直し、森林の有する機能に応じた分かりやすい5つのゾーニングを設定
- ゾーニングの区分に応じた適切な施業方法を設定

■ 町の特性や住民のニーズに応じたゾーニングの設定

- 水資源や生物多様性の保全に対する道民の関心が高まり
- 
- 水源周辺や自然保護地域などを対象に、より詳細な施業方法を定めた上乗せゾーニングを設定

- 
- ・日高南部森林管理署(国有林に関すること)
 - ・日高振興局産業振興部林務課
(・造林(森林計画制度)造林・林道(路網)に関する担当)
 - ・日高振興局森林室普及課(作成、森林技術指導担当)
森林整備課(道有林に関すること)
 - ・ひだか南森林組合
(森林づくり代表・所有者代表・川下情報担当)
 - ・(株)鬼頭木材
(林業事業体・製材工場・木材状況担当)

■ 第1回様似町森林整備計画作業チーム設置会議・第1回全体会議

● 8月9日 15:00～

● 協議事項

- (1) 作業チームの設置目的
設置要領について
- (2) 新たな市町村森林整備計画
の策定について
- (3) ゾーニングの基本方向について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) 質疑応答・意見交換
- (6) その他



■ 第2回様似町森林整備計画策定作業チーム全体会議

● 11月28日 13:30～

● 協議事項

(1) 市町村森林整備計画策定に係る
進捗状況について

① 計画書の記載事項について

② ゾーニングの素案について

(2) 道有林・国有林からの情報提供協議など

(3) 意見交換、質疑応答

(4) 今後のスケジュール確認

(5) その他



■ 第3回様似町森林整備計画策定作業チーム全体会議

● 1月25日 10:30～

● 協議事項

(1) 計画書記載文について

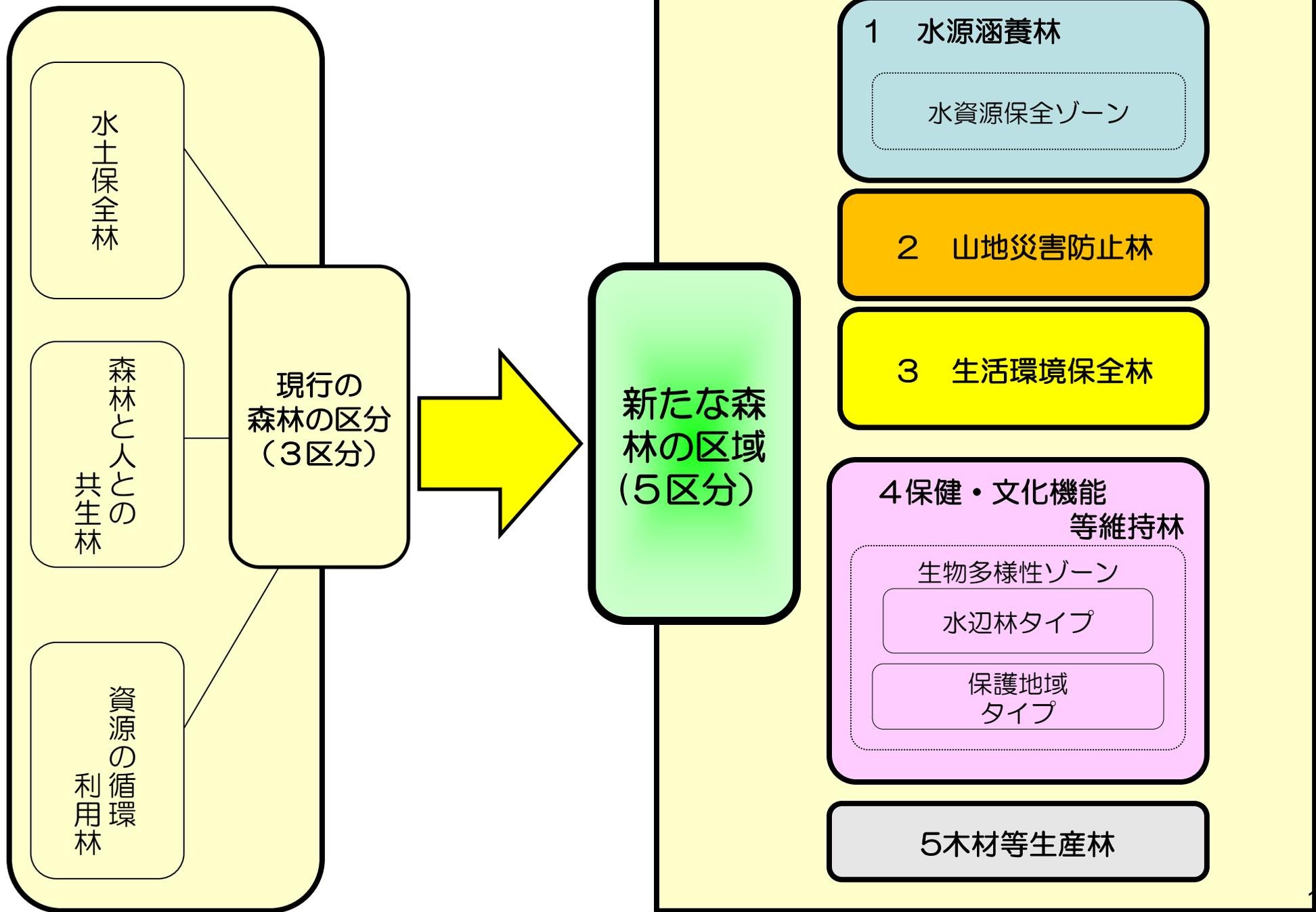
(2) ゾーニング(案)について

(3) 各種図面について

(4) 今後のスケジュールについて

(5) その他





新たな森林の区域

森林の区域に
応じた目的

森林の整備及び保全の基本方針

水源涵養林^{かん}

水資源保全ゾーン

山地災害防止林

生活環境保全林

保健・文化機能
等維持林

生物多様性ゾーン

水辺林タイプ

保護地域
タイプ

木材等生産林

• 良質な水資源の
安定供給の確保

• 水道取水施設等
の上流域の森林
の保全

～水源涵養林^{かん}～

伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散
を図る施業を推進し、良質な水の安
定供給を図る

ダム集水区域や主要な河川の上流に
位置する森林など



～水資源保全ゾーン～

裸地面積の縮小及び分散、植栽に
よる機能の早期回復及び濁水発生
の回避を図る施業を推進し、良質
な水の安定供給に特に配慮する

新たな森林の区域

水源涵養林^{かん}

水資源保全ゾーン

山地災害防止林

生活環境保全林

保健・文化機能
等維持林

生物多様性ゾーン

水辺林タイプ

保護地域
タイプ

木材等生産林

森林の区域に 応じた目的

- ・土砂の流出や崩壊を防ぐ災害に強い国土づくり

森林の整備及び保全の基本方針

～山地災害防止林～

裸地面積の縮小や裸地化回避を図るとともに、地形・地質等の条件に応じた施業を推進し、災害に強い地域環境を形成する

山地災害の発生による人命・人家等の被害を防ぐ森林など



新たな森林の区域

水源涵養林

水資源保全ゾーン

山地災害防止林

生活環境保全林

保健・文化機能
等維持林

生物多様性ゾーン

水辺林タイプ

保護地域
タイプ

木材等生産林

森林の区域に 応じた目的

- ・居住地や農地周辺における風害・騒音などの影響を緩和し、地域の快適な生活環境を形成

森林の整備及び保全の基本方針

～生活環境保全林～

防風・防音などそれぞれの目的に対して有効な森林の構成を維持し、地域の快適な生活環境の保全を図る

〔防潮、防風、防霧、防雪などを目的とし、人家・農地等の道民の身近な生活環境を守る森林〕



新たな森林の区域

水源涵^{かん}養林

水資源保全ゾーン

山地災害防止林

生活環境保全林

保健・文化機能等維持林

生物多様性ゾーン

水辺林タイプ

保護地域タイプ

木材等生産林

森林の区域に応じた目的

- 生物多様性の保全
- 森林とのふれあいを通じた憩いと学びの場の確保

- 河川や湖沼周辺の生物多様性の保全

- 貴重な森林生態系を維持している森林の保全

森林の整備及び保全の基本方針

～保健・文化機能等維持林～

景観の維持・形成、生物多様性保全、道民のニーズ等に応じた多様な施業を推進する

～生物多様性ゾーン～

○生物多様性、住民等の憩いと学びの場、歴史的風致等を構成している森林

～水辺林タイプ～

河川、湖沼周辺において、生物多様性の保全及び濁水発生の回避を図る施業を推進する



～保護地域タイプ～

希少な野生生物の生息・生育地確保を図るため、森林の保全に配慮した施業を推進する



新たな森林の区域

水源涵養林^{かん}

水資源保全ゾーン

山地災害防止林

生活環境保全林

保健・文化機能
等維持林

生物多様性ゾーン

水辺林タイプ

保護地域
タイプ

木材等生産林

森林の区域に
応じた目的

・木材等の持続的・安
定的・効率的な供給

森林の整備及び保全の基本方針

～木材等生産林～

木材等の持続的・安定的・効率的な供給を図るため、適切な造林・保育・間伐や、施業の集団化・機械化による効率的な整備を推進する

〔 林木の生育に適した森林や路網整備状況から効率的な施業が可能な森林 〕



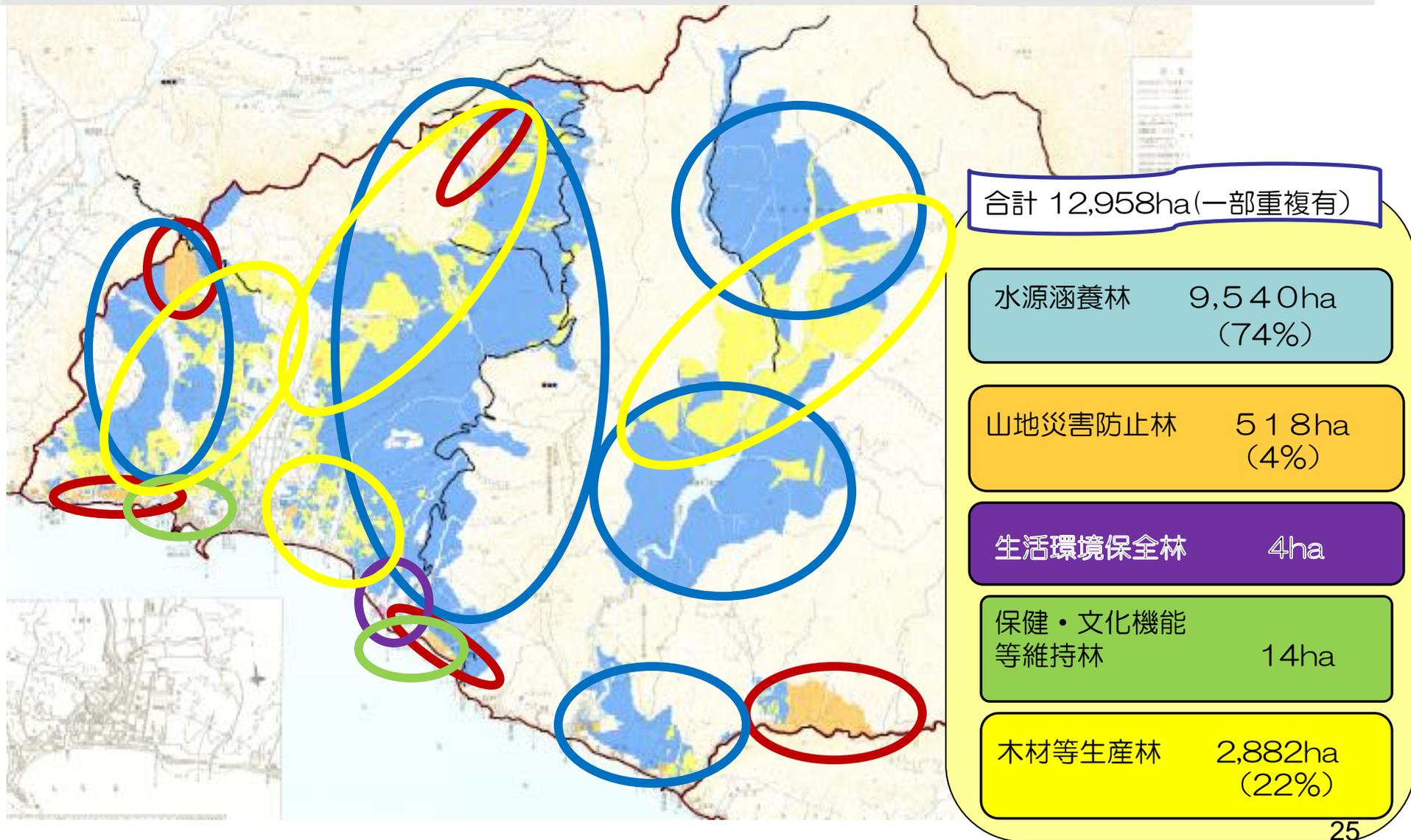
様似町森林整備計画作成(ゾーニング)



作業チーム構成員からデータの提供



様似町ゾーニング結果



- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項**
- II 森林の整備の方法に関する事項**
 - 第1 立木竹の伐採に関する事項
 - 第2 造林に関する事項
 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法
その他間伐及び保育の基準
 - 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項
 - 第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項
- III 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項**
- IV 森林の保健機能の増進に関する事項**
- V その他森林の整備のために必要な事項**
- ※ ゾーニングや路網計画等について図示**

様似町森林整備計画の基本的搭載事項 1

★ 資源管理の強化

■ 伐採面積の目安の設定

- 大規模伐採を抑制するため、20haの伐採上限設定
森林経営計画の認定基準と同様に、森林経営計画の対象外の森林に対しても「20haの伐採上限」を設定

■ 植栽ルール強化

- 伐採届出の要件として伐採後に植栽が必要な森林の範囲を拡大
(市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の指定拡大)

現行

天然更新が期待できない
箇所のみを対象

改正

今後

- 木材等生産林の人工林のすべて
- 水資源保全ゾーンのすべて を対象に追加

様似町森林整備計画の基本的搭載事項②

★ 路網整備について

■ 路網整備に関する考え方の見直し

従来の路網体系

林道

- 一般車両も走行可能
- 長期にわたり使用

作業路

- 林業用機械の走行
- 繰り返し使用しない

改正

新しい路網体系

林道

- 一般車両も走行可能
- 長期にわたり使用

林業専用道

- 10トントラック等の森林施業用の車両の走行を想定
- 長期にわたり繰り返し使用

森林作業道

- 主として林業用機械の走行を想定
- 長期にわたり繰り返し使用

■ 路網整備の森林計画における取扱いについて

施業集約化、路網整備及び林業機械の導入等を組合せ、低コスト化を促進するため、路網整備に関して、森林計画において他の事項と一体的に計画

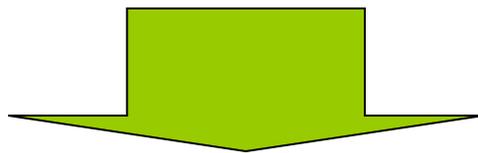
- 作業システム別、傾斜別に路網整備水準（目標とする路網密度）の設定

参考 ※市町村森林整備計画において、林道・林業専用道の開設予定線の図示化

※森林経営計画において、森林作業道の予定線の図示化

様似町森林整備計画樹立に係る 地域住民の意見の反映

作業チーム全体会議等で出された意見について森林整備計画に反映



●周知方法

- ・様似町内に計画策定内容を全戸に配布し閲覧をPR
- ・様似町ホームページで計画を紹介し閲覧をPR

●閲覧場所

- ・様似町役場

★森林整備の基本的考え

森林の整備に当たっては、森林の有する多目的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進することが必要

★人工林

トドマツについては、若齢林分を中心に今後は計画的に間伐・枝打ちを実施する。

カラマツ人工林については比較的齢級も高く、主伐期を迎える林分が存在することから、林業生産活動を通じた適正な森林整備を図ることと共に、環境に優しい素材である木材有効利用の観点から、計画的な伐採を推進し、伐ったら植える持続可能な仕組みを構築していく。

★天然林

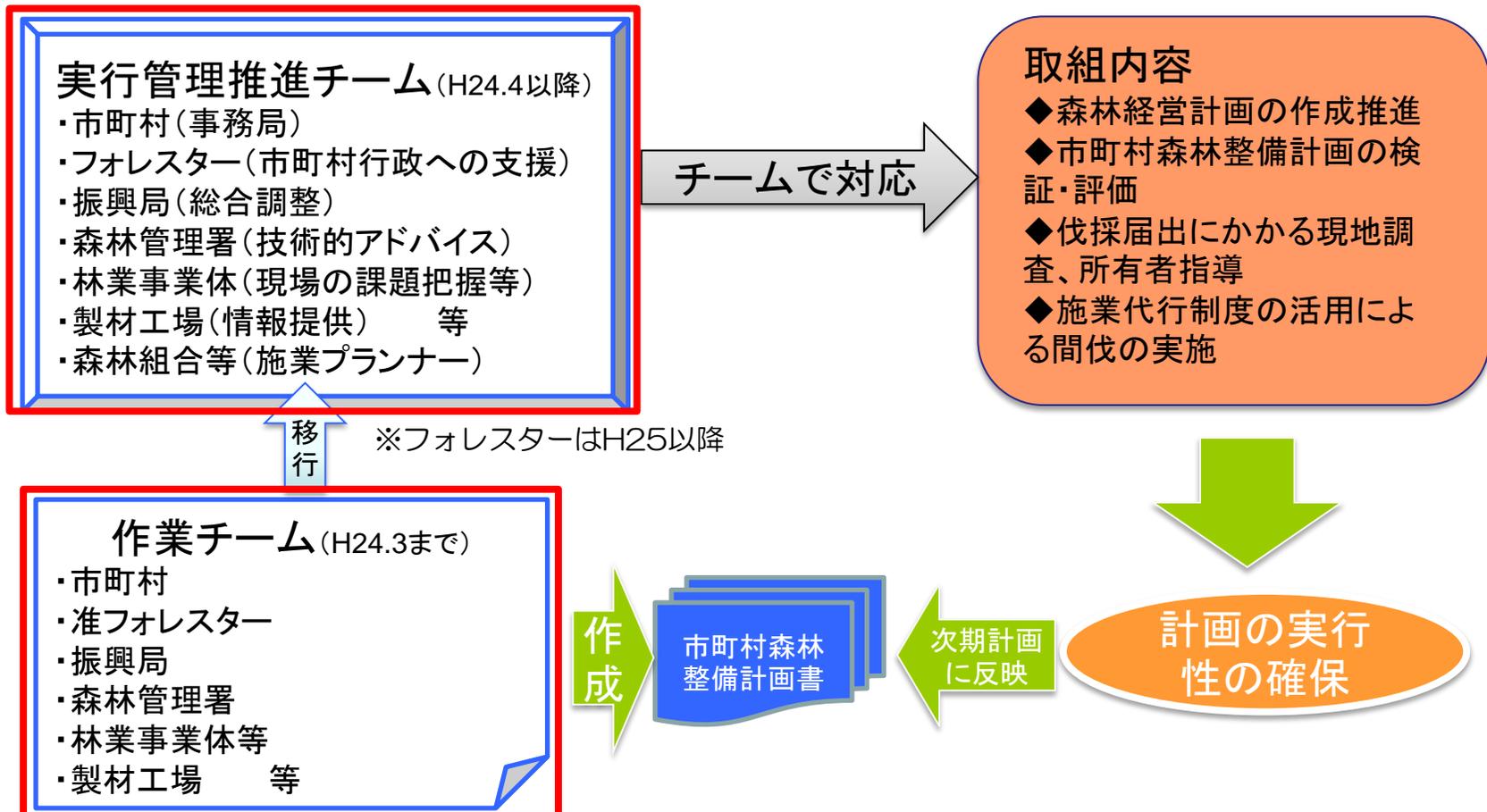
優良広葉樹が占める割合が高いことから、公益的役割を重視し、つる切り・除伐・間伐等の施業を積極的に実施するとともに生産力の高い択伐林型に誘導し、多様な森林資源の造成と整備を行う。

作業チームとしての活動と今後の役割

- ① 様似町森林整備計画の実行監理
 - ・森林施業が市町村森林整備計画に従って行われているかのチェック
 - ・現地確認、森林所有者等への指導
- ② 様似町森林整備計画の検証・評価
 - ・問題の把握、課題の解決
 - ・市町村森林整備計画の実効性を高める
- ③ 森林経営計画の作成指導、認定支援
 - ・森林施業プランナー等への計画内容の技術的指導
 - ・計画認定時に市町村森林整備計画に適合しているかをチェック

様似町森林整備計画実行管理推進チームの設置について

市町村森林整備計画を実行性のあるものにするため、地域の関係者を構成員とする「市町村森林整備計画実行管理推進チーム」を設置し、計画に基づく森林の整備・管理が進むようチームで取り組むとともに、計画の検証・評価を通じて今後の対策や次期計画に反映させていく。





おわり

